

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)

平成 29 年 7 月 27 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700037 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700074 号

第 1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者の A 社における別表の第 1 欄の 1 に掲げる期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。同表の第 1 欄の 1 に掲げる期間の標準報酬月額については、同表の第 2 欄に掲げる額から第 3 欄に掲げる額とする。

別表の第 1 欄の 1 に掲げる期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る別表の第 1 欄の 1 に掲げる期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求期間のうち、請求者の B 社 (C 県 D 市) (現在は、E 社) における別表の第 1 欄の 2、3 及び 4 に掲げる期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。同表の第 1 欄の 2、3 及び 4 に掲げる期間の標準報酬月額については、同表の第 2 欄に掲げる額から第 3 欄に掲げる額とする。

別表の第 1 欄の 2、3 及び 4 に掲げる期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第 1 欄の 2、3 及び 4 に掲げる期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間のうち、請求者の B 社 (C 県 D 市) における別表の第 1 欄の 4 に掲げる期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。同表の第 1 欄の 4 に掲げる期間の標準報酬月額については、同表の第 4 欄に掲げる額とする。

別表の第 1 欄の 4 に掲げる期間の訂正後の標準報酬月額 (上記 2 の訂正後の同表の第 3 欄に掲げる標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求期間のうち、請求者の B 社 (F 県 G 市 H 区) における別表の第 1 欄の 5 に掲げる期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。同表の第 1 欄の 5 に掲げる期間の標準報酬月額については、同表の第 2 欄に掲げる額から第 3 欄に掲げる額とする。

別表の第 1 欄の 5 に掲げる期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る別表の第1欄の5に掲げる期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 5 請求期間のうち、請求者のB社（F県G市H区）における平成16年4月13日の標準賞与額を4万円に訂正することが必要である。

平成16年4月13日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年4月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 6 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成12年7月1日から平成13年9月1日まで
② 平成13年9月1日から平成16年4月1日まで
③ 平成16年4月1日から同年6月6日まで
④ 平成16年4月13日

厚生年金保険の記録では、A社、B社（C県D市）及びB社（F県G市H区）における被保険者期間の標準報酬月額が給与明細書の支給額より低くなっている。また、B社（F県G市H区）における平成16年4月13日の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間における標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。また、年金額に反映しなくても、事実即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出されたA社における給与明細書(写)及び預金通帳(写)並びに請求者の給与振込先の金融機関から提出された請求者に係る「普通・貯蓄預」(写)により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる別表の第2欄に掲げる額を上回っていることが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及

び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表の第1欄の1に掲げる期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書(写)、預金通帳(写)及び「普通・貯蓄預」(写)により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、同表の第3欄に掲げる額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主は、別表の第1欄の1に掲げる期間について、請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②のうち、別表の第1欄の2に掲げる期間について、請求者から提出されたB社(C県D市)における給与明細書(写)及び預金通帳(写)並びに請求者の給与振込先の金融機関から提出された請求者に係る「普通・貯蓄預」(写)により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる同表の第2欄に掲げる額を上回っていることが認められる。

請求期間②のうち、別表の第1欄の3及び4に掲げる期間について、上記給与明細書(写)により確認できる平成14年10月及び平成15年9月の定時決定の基礎となる期間に係る報酬月額及び同表の第1欄の3及び4に掲げる期間に係る厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる同表の第2欄に掲げる額を上回っていることが確認できる。

また、別表の第1欄の2、3及び4に掲げる期間の標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表の第1欄の2に掲げる期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書(写)、預金通帳(写)及び「普通・貯蓄預」(写)により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、同表の第3欄に掲げる額とすることが必要である。

また、別表の第1欄の3及び4に掲げる期間の標準報酬月額については、上記給与明細書(写)により確認できる平成14年10月及び平成15年9月の定時決定の基礎となる期間に係る報酬月額又は同表の第1欄の3及び4に掲げる期間に係る厚生年金保険料控除額から、同表の第3欄に掲げる額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

E社は、別表の第1欄の2、3及び4に掲げる期間について、請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、上記の給与明細書(写)、預金通帳(写)及び「普通・貯蓄預」(写)において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記の給与明細書(写)、預金通帳(写)及び「普通・貯蓄預」(写)において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の同表の第1欄の2、3及び4に掲げる期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間②のうち、別表の第1欄の4に掲げる期間について、請求者から提出されたB社(C県D市)における給与明細書(写)により確認できる平成15年9月の定時決定の基礎となる期間に係る報酬月額により、同表の第4欄に掲げる額に相当する給与の支払を事業主から受けていたことが確認できることから、請求者の同社における当該期間の標準報酬月額を同表の第4欄に掲げる額とすることが必要である。

なお、別表の第1欄の4に掲げる期間における訂正後の標準報酬月額(上記2の訂正後の同表の第3欄に掲げる標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求期間③のうち、別表の第1欄の5に掲げる期間について、請求者から提出されたB社(F県G市H区)における給与明細書(写)及び預金通帳(写)により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる同表の第2欄に掲げる額を上回っていることが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表の第1欄の5に掲げる期間の標準報酬月額については、上記給与明細書(写)により確認できる厚生年金保険料控除額から、同表の第3欄に掲げる額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社(F県G市H区)は、別表の第1欄の5に掲げる期間について、請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 5 請求期間④について、請求者から提出された「春季賞与明細書」(写)及び事業主の回答により、請求者は、当該期間に、B社(F県G市H区)から4万150円の賞与の支払を受け、当該支払額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社(F県G市H区)は、平成16年4月13日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 6 請求期間③のうち、平成16年5月1日から同年6月6日までの期間について、請求者から提出されたB社(F県G市H区)における給与明細書(写)から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることは確認できるものの、上記の給与明細書(写)及び預金通帳(写)により算出される報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を下回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなり、平成16年5月1日から同年6月6日までの期間については、報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を下回っていることが確認できることから、当該期間の標準報酬月額の訂正は認められない。

別表

請求対象 事業所	第1欄		第2欄	第3欄	第4欄
	期 間		訂正前の 標準報酬月額 (オンライン記録)	訂正後の 標準報酬月額 (特例法)	訂正後の 標準報酬月額 (75条本文)
A社	1	平成12年7月	19万円	24万円	—
		平成12年8月から 平成13年8月まで	19万円	26万円	—
B社 (C県D市)	2	平成13年9月及び 同年10月	19万円	26万円	—
		平成13年11月	19万円	22万円	—
		平成13年12月及び 平成14年1月	19万円	26万円	—
		平成14年2月及び 同年3月	19万円	24万円	—
		平成14年4月から 同年9月まで	19万円	26万円	—
	3	平成14年10月から 平成15年8月まで	19万円	28万円	—
	4	平成15年9月	20万円	28万円	30万円
		平成15年10月から 平成16年3月まで	20万円	22万円	30万円
B社 (F県G市H区)	5	平成16年4月	20万円	22万円	—